

「令和 6 年度 札幌市官民連携窓口設立・運営支援業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年）4 月 15 日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
まちづくり政策局政策企画部公民・広域連携推進室 電話 (011) 211-2281

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

令和 6 年度 札幌市官民連携窓口設立・運営支援業務

(2) 業務内容

札幌市において、社会課題が複雑化・高度化し、行政だけで課題解決を図ることがますます困難な時代を迎える中、多様化する市民ニーズや社会課題に的確に対応していくことが必要である。このため、多様な主体との連携・協働の取組により、課題を解決し、新たな価値を創出していくこととしており、特に、従来の枠に捉われないアイデアやノウハウ等を持つ、民間事業者との連携・協働（官民連携）は今後より一層重要である。

更なる官民連携の推進に向けて、民間事業者と札幌市役所が互いの強みを活かして連携し、地域・行政課題の解決や地域の発展に資する取組を進めるためには、それぞれが持つアイデアや知見・技術、ネットワーク等の資源を適当な形で結びつけることが不可欠である。このことから、新たな仕組みとして、民間事業者からの提案を一元的に受け付け、民間事業者と札幌市役所の関係部署をつなぎ、コーディネート等を担う「札幌市官民連携窓口」（以下「官民連携窓口」という。）の開設を目指すところである。

本業務は、効果的かつ円滑な官民連携窓口の設置・運営にあたって、必要となる各種支援を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

3 参加資格

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて 3 年を経過しない者でないこと。

(3) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者でないこと。

- (4) 企画書等提出時点の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高があること。
- (5) 市区町村民税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- (7) 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
 - ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 企画書の提出方法等

- (1) 提出方法
電子メールとする。
- (2) 提出期間
令和6年4月15日（月）～令和6年5月8日（水）17時までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。
最終日を除き、受付時間は8時45分から17時15分までとする。
- (3) 提出先
上記1のとおり。

5 提案説明書の交付方法

令和6年4月15日（月）からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開。

6 選定方法

- (1) 一次審査（書類審査）
提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が少数の場合は省略

する場合がある。

(2) 最終審査（ヒアリング）

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点以上の者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。合計得点が高点となった場合は、実施委員会の協議により決定する。

7 その他

(1) 以下の場合には、実施委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者

イ 本要領に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) 企画競争に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出された企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない。

(5) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(6) 詳細は提案説明書による。